

# 令和8年度 熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備 設置費補助金のお知らせ

熊谷市では、市内の住宅に再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置した方に、地域電子マネー「クマPAY」で補助金を交付します。

## 1 補助対象設備（複数種類の設備の申請が可能です。同一世帯で同じ種類の設備の複数申請は不可です。）

補助対象設備	申請できる人		補助金額	
	市民	事業者	補助金額	上限額
太陽光発電システム（事業者は電力会社と余剰電力の買取契約を締結しているか、全量自家消費している場合に限る）	○	○	1kWあたり20,000円	100,000円
太陽熱利用システム【自然循環型】	○	×	10,000円	一律
太陽熱利用システム【強制循環型】	○	×	30,000円	一律
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	○	×	補助対象経費の5%	50,000円
家庭用蓄電システム	○	×	補助対象経費の5%	50,000円
地中熱利用システム	○	×	補助対象経費の5%	100,000円

※補助金額は、1,000円未満切り捨てとなります。太陽光発電システムは、太陽電池モジュールの最大出力値の小数点以下第2位までを算出した数字で補助金額を算出してください。

## 2 申請期間・申請方法

必要な申請書類をすべて揃え、下記提出先へご提出ください。

※電子申請可（代理人申請不可）・郵送可・代理人提出可

○申請期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

設置日が令和8年4月1日～令和9年3月31日までの機器が補助金の対象となります。

※「設置日」とは、「工事完了日」または「設備引渡日」の日をいいます。

※申請期間中でも、予算額に達した場合は受付を終了させていただくことがあります。

○申請書提出先

※熊谷市役所本庁舎・妻沼庁舎・大里庁舎では受付けておりません。ご注意ください。

①熊谷市環境部環境政策課

〒360-0192 熊谷市江南中央1丁目1番地（江南庁舎 2階南側）

②電子申請・届出サービス

本補助金はパソコンやスマートフォンから申請ができます。

以下のURL、QRコードから申請フォームを確認してください。

※スキャンデータ・写真データが見切れていたり、文字が読み取れないと申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

URL：[https://apply.e-tumo.jp/city-kumagaya-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=114155](https://apply.e-tumo.jp/city-kumagaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=114155)



### 3 補助金を受けることのできる方（申請者）

補助金を受けるには、次の要件を満たしている必要があります。

①個人が申請する場合

- (1)令和8年4月1日から令和9年3月31日までのあいだに、市内の住宅(申請者の住民基本台帳の登録地)に、未使用の設備を設置していること。ただし、当該住宅が共有の場合又は申請者が所有していない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (2)設備を設置した住宅等に、建築基準法、都市計画法、その他関係法令に違反がないこと。
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していない者であること。
- (4)設置した住宅に、過去に市からの補助金を受けた同じ種類の設備がないこと。(過去に補助金の交付を受けた設備の増設または付替えは補助対象外となります。ただし、補助金を受けた以後、要綱で定める耐用年数を経過した設備の場合は、この限りではありません。)
- (5)市税(国民健康保険税を含む)の滞納がないこと。
- (6)申請者が設置した設備を要綱で定める耐用年数以上使用すること。
- (7)設備の設置を事業者が行っていること。個人が施工した設備は申請不可。
- (8)市が協力を求めた場合、市に対して設備のデータ等の報告ができること。

②事業者が申請する場合（太陽光発電システムのみ）

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までのあいだに、市内の事業所に未使用の設備を設置し、自家消費していること。
- (2) 補助対象となる設備を設置した事業所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (3) 電力会社と余剰電力の買取契約を締結しているか、全量自家消費していること。
- (4) 上記個人が申請する場合の(2)～(8)に準じる。

補助対象設備ごとの耐用年数

補助対象設備	耐用年数
太陽光発電システム	17年
太陽熱利用システム【自然循環型】	15年
太陽熱利用システム【強制循環型】	15年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
家庭用蓄電システム	6年
地中熱利用システム	6年

## 4 補助対象設備の要件

補助対象設備ごとに定める要件を満たしていることが必要です。

設備は中古・リース・PPA等不可。

補助対象設備	要件
太陽光発電システム	<p>設置した太陽電池モジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール」相当の認定を受けていること。</p> <p>※補助金額は、太陽電池モジュールの最大出力数のkW数で算出する。</p>
太陽熱利用システム【自然循環型】	<p>太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環型の太陽熱温水器で、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。</p>
太陽熱利用システム【強制循環型】	<p>不凍液等の強制循環によって熱輸送を行う太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯等に利用するソーラーシステムで、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。(空気集熱型を含む)</p>
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録された機器システムであること。</p>
家庭用蓄電システム	<p>「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」等の蓄電システム登録済製品であること。</p>
地中熱利用システム	<p>(1) 4m以上の適切な深度又は総延長を有し、地中の熱を熱源として空調又は給湯に利用する地中熱利用システムであること。</p> <p>(2) 年間エネルギー消費効率が3.0以上であること。ただし、パッシブ地中熱システムの場合はこの限りではない。</p>

## 5 申請から交付までの流れ

(1)「熊谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金申請書（兼請求書）（様式第1号）」を市（環境政策課）へ提出。（必ず設置後に申請してください。）

※申請書等の記載事項を訂正する場合は、必ず使用した印鑑を訂正箇所を押していただくか、捨印を押してください。（金額の訂正は捨印ではできません。）

※押印には必ず朱肉を使用してください。（シャチハタ不可）

※補助金申請時点で、申請者はクマぶら（LINE アプリ）内にある地域電子マネー「クマPAY」の会員登録を完了している必要があります。

※申請書に記入するクマPAYカード番号及びクマPAY登録済の電話番号は、申請者本人のものに限ります。

### 申請書の添付書類

#### ①設置日及び領収金額（支払）証明書（様式第2号）

※原本を提出してください。右上の日付は、証明書の作成年月日を御記入ください。

※補助対象経費として計上可能な項目は、6(7)のとおりです。7 Q&A もご確認ください。

※費用負担の無い設備やPPA・リース品について、補助金を申請することはできません。

#### ②設備設置及び補助金申請同意書（様式第3号）

設備を設置した建築物が共有名義の場合、又は申請者以外が所有する場合に必要です。

#### ③その他市長が必要と認める書類

写真、領収書、内訳書、保証書、系統連系日が確認できる書類、設備設置図面、設備仕様書、パンフレット、掘削孔の深度が確認できる書類等の提出を求める場合があります。

【補助金の交付を受ける者が事業者の場合のみ④も提出してください】

#### ④電力会社と電力受給契約を締結したことを証明する書類の写し

（又は全量自家消費していることを確認できる書類）

例1：東京電力パワーグリッド(株)Webサイトの「購入実績お知らせサービス」から契約名義、契約住所、購入開始年月日が記載されたページを印刷したもの

例2：「系統連系完了のお知らせ」（メール）の写し 及び「接続契約のご案内」の写し

### (参考)設備ごとの提出書類

設備の種類	太陽光	太陽熱	燃料電池	蓄電池	地中熱
添付書類					
証明書（様式第2号）	○	○	○	○	○
設備設置及び補助金申請同意書 （建築物が共有名義の場合など）	○	○	○	○	○
電力受給契約を締結したことを証明する書類等	○ （事業者のみ）	-	-	-	-

(2)市（環境政策課）が申請者に補助金交付決定通知書を送付。

市が申請者に送付するもの

再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（様式第4号）

※補助金申請は月締めとし、交付決定は申請の翌月中旬から下旬を予定。

(3)申請者のクマぶら（LINE アプリ）内にある地域電子マネー「クマPAY」に入金。

補助金は地域電子マネー「クマPAY」で交付されます。

交付決定額が入金されていることをご確認ください。

## 6 申請にあたっての注意事項

- (1)書類の作成にあたり、消えるボールペン、鉛筆書きによるものは不可です。また、押印にスタンプ印（朱肉を使用しない印）は使用できません。
- (2)クマぶら（LINE アプリ）内の地域電子マネー「クマPAY」登録方法は8のとおりです。
- (3)申請書に、誤ったクマPAYカード番号を記載した場合、補助金申請者ではない方に付与される場合があります。なお、その場合であっても、申請者に再度付与することはできません。記入にあたっては十分ご確認ください。
- (4)提出された書類は、結果を問わず返却いたしません。
- (5)補助金申請時において市税等の滞納がないことを確認するために、環境政策課から関係部署に確認します。確認することに同意いただけない場合は、熊谷市発行の市税納税証明書（熊谷市税条例施行規則 様式第42号その2）の添付をお願いいたします。
- (6)設備の設置及び使用により生ずる光の反射や騒音等の発生防止に配慮し、周辺環境の保全に努めてください。
- (7)補助対象経費として計上可能な項目は、以下のとおりです。

設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	ア 太陽電池モジュール イ 架台 ウ パワーコンディショナ（インバータ、保護装置） エ 付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等） オ 設置工事に要する費用（据付、配線工事等）
住宅用太陽熱利用システム	ア 設備本体（集熱器、蓄熱槽等） イ 付属機器（集熱配管、リモコン等） ウ 設置工事に要する費用（架台、据付、配線、配管工事等）
家庭用燃料電池システム	ア 設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等） イ 付属機器（リモコン等） ウ 設置工事に要する費用（据付、配線、配管工事等）
家庭用蓄電システム	ア 設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等） イ 付属機器（計測・表示装置、キュービクル等） ウ 設置工事に要する費用（据付、配線工事等）
地中熱利用システム	ア 設備本体（採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク） イ 付属機器（リモコン等） ウ 設置工事に要する費用（採熱井掘削、据付、配線、配管工事等（熱源水側のみ））

## 7 Q&A

Q1.本来250万円（税抜）の太陽光発電システムを値引き等により200万円（税抜）で導入しました。様式第2号はどのように記載すればよいですか。

●値引き後の金額である200万円を記載してください。

Q2.住居を新築した際に、太陽光発電システムと蓄電池を導入しました。様式第2号はどのように記載すればよいですか。

●太陽光発電システムが150万円（税抜）、蓄電池が140万円（税抜）、補助対象外経費（住宅本体の工事費・登記費用・印紙代など）が2,981万円、領収合計額が3,300万円（税込）である場合、以下のような記載をお願いします。

設 備 名	設 置 日	領 収 金 額
太陽光発電システム JIS 公称最大出力及び枚数 ▲ w × ▲ 枚 ▲ w × ▲ 枚 w × 枚 合計① ▲▲▲ kW	●年 ●月 ●日	1,500,000 円(税抜)
太陽熱利用システム 【自然循環型】	年 月 日	円(税抜)
太陽熱利用システム 【強制循環型】	年 月 日	円(税抜)
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	年 月 日	② 円(税抜)
家庭用蓄電システム	●年 ●月 ●日	③ 1,400,000 円(税抜)
地中熱利用システム	年 月 日	④ 円(税抜)

補助対象経費

Q3.子どもの自宅に、親が太陽光パネルを設置した場合、補助金の申請はできますか。

●申請できません。

申請者 = 契約者 = 支払者 = 居住者である必要があります。

## 8 クマPAYの登録方法・クマPAYカード番号の確認方法

### ○クマPAYの登録方法

**STEP1 クマぶら会員登録**

「クマPAY」はクマぶらから

LINEアプリをダウンロードし新規登録

LINEアプリの検索バーから「熊谷市」と検索し、友達登録

「クマぶら」の会員登録

**STEP2 クマPAY会員登録**

「クマぶら」のメニューから「クマPAY」をタップ

「クマPAY」のページへ遷移「許可する」をタップ

「クマPAY」の会員登録

### ○クマPAYカード番号の確認方法

1. 熊谷市公式LINEの「クマぶら」のメニューから「クマPAY」をタップ

「クマぶら」のメニューから「クマPAY」をタップ

2. 地域通貨アプリ（クマPAY）の画面右上に「カード番号」（16桁）があります。



熊谷市公式 LINE から地域通貨アプリ（クマPAY）を開くと、画面右上に「カード番号」（16桁）があります。

### 問い合わせ先

〒360-0114 熊谷市江南中央1丁目1番地（江南庁舎 2階南側）

熊谷市環境部環境政策課環境政策係 ☎048-536-1547